

くらしを一緒に考えませんか？ ～くらしサポート相談窓口のご案内～



住むところがない。
家賃が払えない。



生活費のやりくりが
うまくいかない。

こんなことで
困っていませんか？

働く自信がない。
家族のことで悩んでいる。



子どもの学習意欲を
高めたい。



ひとりで悩まず、まずはご相談ください

就職、住居、家計管理、子どもの学習・生活習慣などで、不安や困りごとはありませんか？

あなたと一緒に考え、寄り添いながら自立に向けた相談支援を行います。
また、ご家族や近隣住民などの周りの方からもご相談して頂けます。

《問い合わせ先》

くらしサポート相談窓口【自立相談支援機関】

加古川市役所生活福祉課（市役所本館2階）

TEL 079-427-9382

※支援内容については裏面をご覧ください。

《相談から支援までの流れ》



STEP① 相談窓口へ

電話・来所にてご相談ください。支援員が対応します。来所が困難な場合は訪問します。

STEP② 生活を みつめる

あなたの生活の困りごとや不安を支援員にお話してください。「自立」に向けて寄り添いながら支援を考えます。

STEP③ 支援プラン 作成

支援員はあなたの意思を尊重しながら、自立に向けた目標や支援内容を一緒に考え、支援プランを一緒に作成します。

STEP④ 支援決定 サービス提供

支援プランは、関係者の話し合いにより決定され、支援プランに基づいて、各種サービスが提供されます。

STEP⑤ 定期的な モニタリング

あなたの状態やサービスの提供状況を支援員が定期的に確認し、支援プランを再検討します。

STEP⑥ 安定した生活へ

お困りごとが解決されると支援は終了となります。

《支援の内容》

自立相談支援事業（相談支援）

= あなただけの支援プランを作成します =

支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かあなたと一緒に考え、個別の状況に合わせて自立に向けた支援を行います

住居確保給付金

= 家賃相当額を支給します =

離職等により住居を失った方、又は失うおそれのある方に対し、求職活動などを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。※資産・所得要件があります。

就労準備支援事業

= 社会、就労への第1歩 =

社会との関わりに不安がある方、仕事をしたことがない、働く自信がないといった方に対し、日常生活や社会生活の自立の段階から就労に向けた支援を行います。

家計改善支援事業

= 家計の立て直しをアドバイス =

家計収支の均衡が取れないなど、家計に問題を抱える方に対して、一緒に問題点を見つけて、家計に関する課題を「見える化」することで、相談者が自ら家計管理できるよう支援を行います。

子どもの学習・生活支援事業

= 子どもの明るい未来をサポート =

朝起きてこない、宿題をしないなど学習習慣や生活習慣が身についていない子どもと保護者に対し、学習意欲や生活態度の改善を図るなど必要な支援を行います。

一時生活支援事業

= 住居のない方に衣食住の提供します =

住居をもたない方、ネットカフェ等の不安定な住居形態にある方に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供します。

引きこもり状態のある方のご相談

くらしサポート相談窓口では、ひきこもり状態の方、ご家族、民生委員さん等からのご相談を受付けています。

各種制度の活用、専門の相談窓口の案内等、あらゆる相談機関と連携し、相談者個々の状況に応じた支援を行います。